

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）

平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けた四輪以上及び三輪の軽自動車で排出ガス性能及び燃費性能に優れた環境負荷の小さいものについて、初年度分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置がとられます。

軽課条件と軽課税率については、以下のとおりです。

【条件】

- ① 平成 29 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに最初の新規検査を受けている。
- ② ①を満たし、かつ以下の燃料基準達成車。

	電気自動車・天然ガス自動車 (平成 21 年排気ガス 10%低減または平成 30 年排ガス規制適合)	→ (i)
乗用	平成 32 年度燃料基準 + 30%達成車	→ (ii)
貨物	平成 27 年度燃料基準 + 35%達成車	
乗用	平成 30 年度燃料基準 + 10%達成車	→ (iii)
貨物	平成 27 年度燃料基準 + 15%達成車	

※ガソリン車、ハイブリット車については、平成 17 年排出ガス基準 75%達成車または平成 30 年排出ガス基準 50%低減達成車に限ります。

【税率】

車種区分			税率（年税額）				
			基準額	(i)	(ii)	(iii)	
軽自動車	三輪		3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円	
	四輪	乗用	自家用	10,800 円	2,700 円	5,400 円	8,100 円
			営業用	6,900 円	1,800 円	3,500 円	5,200 円
		貨物	自家用	5,000 円	1,300 円	2,500 円	3,800 円
			営業用	3,800 円	1,000 円	1,900 円	2,900 円

★各燃料基準の達成状況は、自動車検査票の備考欄に記載されています。